

議第48号

平成27年度三島市一般会計補正予算案
(第2号)

議第48号

平成27年度三島市一般会計補正予算案(第2号)

平成27年度三島市一般会計補正予算案(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ38,633千円を減額し、歳入歳出予算の総額を34,486,138千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成27年6月16日提出

三島市長 豊岡 武士

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		4,886,497	△ 77,987	4,808,510
	1 国庫負担金	3,619,807	5,344	3,625,151
	2 国庫補助金	1,221,854	△ 83,331	1,138,523
15 県支出金		2,113,383	6,500	2,119,883
	1 県負担金	1,268,221	2,672	1,270,893
	2 県補助金	578,832	3,473	582,305
	3 委託金	266,330	355	266,685
17 寄附金		90,009	182	90,191
	1 寄附金	90,009	182	90,191
20 諸収入		1,248,058	90,472	1,338,530
	3 雑入	1,195,444	90,472	1,285,916
21 市債		2,864,100	△ 57,800	2,806,300
	1 市債	2,864,100	△ 57,800	2,806,300
歳入	合計	34,524,771	△ 38,633	34,486,138

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,723,412	3,000	3,726,412
	2 徴税費	487,572	3,000	490,572
3 民生費		11,328,639	37,821	11,366,460
	1 社会福祉費	4,844,402	10,771	4,855,173
	2 児童福祉費	4,945,184	27,050	4,972,234
4 衛生費		4,223,232	3,600	4,226,832
	1 保健衛生費	3,078,247	3,600	3,081,847
6 農林費		321,725	2,573	324,298
	1 農業費	163,540	2,573	166,113
7 商工費		483,617	9,798	493,415
	1 商工費	483,617	9,798	493,415
8 土木費		4,139,590	△ 168,630	3,970,960
	2 道路橋梁費	932,496	139,570	1,072,066
	5 都市計画費	2,578,038	△ 308,200	2,269,838
10 教育費		3,866,286	75,016	3,941,302
	1 教育総務費	456,728	355	457,083
	2 小学校費	533,675	74,661	608,336
14 予備費		164,516	△ 1,811	162,705
	1 予備費	164,516	△ 1,811	162,705

歳 出 合 計	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
	34,524,771	△ 38,633	34,486,138

第 2 表 地 方 債 の 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債方法	利 率	償 還 の 方 法
道路橋梁整備事業	427,300	証書借入 又は 証券発行	年 % 5.00 以 内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
街路整備事業	402,000	〃	〃	〃
街の森保全整備事業	2,400	〃	〃	〃
小学校太陽光発電施設整備事業	—	—	—	—
合 計	2,864,100			

(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債方法	利 率	償 還 の 方 法
484,500	証書借入 又は 証券発行	年 % 5.00 以 内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
277,100	”	”	”
1,300	”	”	”
11,000	”	”	”
2,806,300			